

議案第77号

守口市障害者・高齢者交流会館条例を廃止する条例案

守口市障害者・高齢者交流会館条例を廃止する条例を、次のように制定する。

令和6年12月6日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市障害者・高齢者交流会館条例を廃止する条例

守口市障害者・高齢者交流会館条例（平成5年守口市条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（守口市附属機関条例の一部改正）

2 守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後				
第1条 略					第1条 略				
(設置)					(設置)				
第2条 略					第2条 略				
(1) 略					(1) 略				
名称	担任する事 務	委員			名称	担任する事 務	委員		
		定数	構成	任期			定数	構成	任期
略					略				
守口市 次世代 育成支 援行動	略				守口市 次世代 育成支 援行動	略			

計 画 策 定 懇 話 会				
守 口 市 障 害 者 ・ 高 齢 者 交 流 会 館 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会	守 口 市 障 害 者 ・ 高 齢 者 交 流 会 館 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て の 審 査 及 び そ の 業 務 の 実 施 状 況 等 に 関 す る 評 価 に つ い て の 調 査 審 議 に 関 す る 事 務	7 人 以 内	1 学 識 経 験 者 2 障 害 者 を 支 援 す る 施 設 又 は 事 業 に お い て 経 験 を 有 す る 者 3 市 の 職 員 4 そ の 他 市 長 が 適 当 と 認 め た 者	1 年 以 内 で 市 長 が 定 め る 期 間
略				

(2) 略

以下 略

計 画 策 定 懇 話 会	
略	

(2) 略

以下 略